

奈良県告示第三百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・一〇二号西大寺

一条線及び七・五・一〇二号西大寺東線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成二十四年十二月二十八日から令和五年三月三十一日ま

で

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

なし